

議会運営委員会書記録

令和6年(2024年)12月6日(金)②
第3委員会室

◎ 出席者

- ◇委員長 伊藤 治
- 副委員長 久保田 茂
- 委員 大和田 哲、大田 ちひろ、和泉田 宏幸、小林 成好
横井 聖美、清田 巳喜男、後藤 孝江、白川 秀嗣
松島 孝夫
- ◇議長 島田 玲子
- ◇委員外議員 瀬賀 恭子副議長
- ◇傍聴議員 なし
- ◇事務局 松村局長、藤浪課長、倉田主幹、東條主幹、高橋主幹、村田主幹
~~長谷部主査~~

○ 開 会 (1 6 : 4 3)

◇ 議長あいさつ

○ 議 事

◇ 議員提出議案の提出について

★委員長 本件については、午前中の議会運営委員会において、意見書案の内容については必要性が認められるとの意見、申合せ事項を守るべきとの意見、急施には当たらないとするとの意見があり、各会派に内容を持ち帰っていただいたため、協議結果を伺いたい。

☆横井委員 意見書の内容を否定するものではないが、本市の地域性等を考慮すると、災害級の被害をもたらすものではなく、急施には当たらないと考えるため、原則としているルールを守る必要があると考える。

☆和泉田委員 申合せ事項で原則としている内容を守るべきであると考えている。

☆松島委員 急施について具体的な定義づけはなく、それぞれの議員の考え方によって捉え方が異なってくると認識している。時間的に急施かどうかということはあると思うが、当会派としては、提出者が急施と認識するものであれば、それが濫用されなければ、基本的には議論の俎上に乗せるた

め、急施として取り扱ってよいと考える。

☆白川委員 急施かどうかは、国会や地方議会の状況、内容等を考慮して議会運営委員会で協議することとなっている。本件については、妥当性があると考ええる。

☆後藤委員 急施に当たるかどうかは各議員によって異なると考える。当該意見書の提出については了承できない。

☆大和田委員 当該意見書の内容の重要性については理解しており、私もカメムシ類等については越冬させないことが重要であると考えている。しかし、本意見書の基になった自民党県議団の要望活動については、告示日より2週間程度前の出来事であるため、本件については急施に当たらないと考える。

☆小林成好委員 各会派によって急施の捉え方が異なると考えるが、提出者が緊急に必要であると考えるのであれば、提出することでよいと考える。

★委員 長 意見の一致を見ないが提案者の考えは。

☆大田委員 各会派の意見が一致しないため、本件については取り下げようと考えているが、ルールについて意見が出ていたため、少し意見を述べさせていただきたい。議会運営委員会申合せ事項では、ただし書で議員会以後に意見書を提出しようとするときは議会運営委員会で協議すると規定されている。当会派が、他市で意見書提出する動きがあると把握したのは告示日以後であったため、議員会以後の提出になってしまったが、ルールの範囲内での提出であると認識している。また、急施でない判断した会派には急施でない理由を説明いただきたい。

★委員 長 原則としているルールを守るべきとの発言があったと認識している。

☆白川委員 急施について何も定義づけがないにも関わらず、何が問題であるかがわからない。市民に説明できるようにしなくてはいけない。

★委員 長 先ほど意見があったのは、要望活動から日にちが経っていること、また、申合せ事項では「原則として議員会の日までに案文を各会派に提出する」とされていること、以上2つの意見があったと認識している。

☆白川委員 平成23年には公明党越谷市議団提案の「吉川橋架替えに伴う仮橋設置を求める意見書」が、平成20年には新政クラブ提案の「定額給付金の早期支給に関する意見書」が、平成15年には公明党越谷市議団提案の「世界の戦争や紛争の平和的解決に向けた不戦を求める意見書」が、

告示日以後に提出された議案として取り扱うことに決定されている。このように過去に取り扱った例はある。

★委員 長 いまこしがや無所属の会から、取り扱った例について示されたが、議会運営委員会の協議の結果、取り扱わなかった例もある。例えば、昨年日本共産党越谷市議団から提案された「核兵器禁止条約への参加を求める意見書」などである。

☆白川委員 ルールに従っていないという発言が納得できないということである。

☆後藤委員 申合せ事項では「原則として議員会の日までに案文を各会派に提出することとされており、各会派が言っているのは、この「原則として」の部分であると認識している。

☆白川委員 ルール上は問題ないが、緊急性がないという発言であったということか。

☆清田委員 議会運営委員会申合せ事項では、原則とする期限が定められている。ただし、急施と判断される場合は、例外的に提出を認めるというものであると認識している。また、自民党県議団の要望活動から日が空いていることもあり、越谷市民ネットワークの説明だけでは急施に当たると判断できない。これを認めると、どの案件も認めることになると思う。

☆白川委員 定額給付金の意見書の際は、国会の情勢等を踏まえて意見書を提出することになったと記憶している。内容で判断するべきであると思う。

☆清田委員 まずは期限を守ることであると思う。ただしやむを得ない場合など、議会運営委員会で意見が一致したものは提出を了承することになると思う。私もケースバイケースで検討していくべきであると考えている。

★委員 長 原則は議員会の日までに案文を各会派に提出することになっているが、その期日を超えた場合には、その時々状況や内容を踏まえて議会運営委員会で協議し、意見が一致したものについて提出を了承してきたと認識している。

☆白川委員 了承した。会派の議員や市民に説明するため、意見を確認させていただいた。

★委員 長 本件については、意見の一致を見ないため、議案提出を了承しないことでよいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

→ その他発言なし

○ 閉 会 (1 6 : 5 9)